

ふくしま「テレワーク×くらし」体験支援補助金概要

補助金名	ふくしま「テレワーク×くらし」体験支援補助金		
目的	本県でのテレワーク体験機会の提供により、本県への移住促進及び関係人口の創出を図るため、県内のワーキングスペースや実家等を活用して本県のテレワーク及び生活環境を体験した県外在住者等に対し、補助金を交付するもの。		
事業スキーム	福島県から補助対象者への直接補助		
補助対象事業	1 ふくしま“じっくり”体験コース【長期コース】	2 ふくしま“ちょこっと”体験コース【短期コース】	3 テレワークで“つながる”奨励金
事業概要	1～3ヶ月間、本県に滞在し、ワーキングスペースや実家等でテレワーク及び生活環境を体験する際の費用の一部を補助する事業	短期間（5泊6日まで）、本県に滞在し、ワーキングスペースや実家等でテレワーク及び生活環境を体験する際の費用の一部を補助する事業	県外在住者を左記1又は2の利用に結びつけ、かつその者と打合せ等で県内のワーキングスペースを利用した場合に奨励金を支給する事業
補助対象者	(1) 福島県外に存する対象法人（注1）に在職し、県外在住の正規雇用者（注2） (2) 福島県外に存する対象法人 (3) 福島県外在住のフリーランス等 (注1) 福島県内に本社、支社、事業所等の拠点を有していない法人をいう。 (注2) 社会保険及び雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めがない者をいう。		県外在住者を左記1又は2の利用に結びつけ、かつその者と打合せ等で県内のワーキングスペースを利用した者
事業実施期間	本県に訪れた初日を事業開始日とし、本県を離れる最終日を事業完了日とする。		ワーキングスペースでの打合せを行う日とする。
補助対象経費	次に掲げる費用のうち、申請者が負担した額（注3）の合計額 （注3）正規雇用者が申請者の場合は、対象法人から支給される旅費や通勤手当等を除いた額を指し、対象法人が申請者の場合は、勤務者が負担した費用を除いた額を指す。 (1) 本県に滞在している間の宿泊費（飲食代は除く） ※旅館業法の許可のない宿泊施設又は住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合は対象外 ※交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品や自治体等が主催する田舎暮らし体験ツアーを利用した場合は対象外 (2) 本県に滞在している間の住居賃料 ※月額賃料を対象とする場合、各月において勤務日の概ね8割以上は、当該住居に滞在すること。 ※管理費や共益費は含むが、敷金、礼金、保証金、仲介手数料は含まない。また、対象法人が申請する場合は、消費税及び地方消費税を含まない。 (3) 交通費 ※公共交通機関利用料及び自家用車やレンタカーの高速道路利用料が対象 ※合理的な経路及び経済的な利用料金とし、レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外 ※県内から県外又は県外から県内への移動に係る交通費については、業務に関するもののみ対象とする。 (4) ワーキングスペース等の施設利用料 ※ワーキングスペースの月額基本利用料及び初回登録料（必要な場合）、ドロップイン（1日以下）の利用料が対象 ※ロッカー代や会議室、コピー利用料等は対象としない（基本料金に含まれる場合は対象とする）。 (5) レンタカー代（燃料費は除く） (6) 引越代（引越業者又は運送業者に支払った費用に限る）		
補助率	補助対象経費の3/4	補助対象経費の9/10	1万円
補助上限額	30万円	1万円/泊	
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施期間は30日以上90日以内とし、事業期間中、月に延べ11泊以上は滞在すること（日帰りでの利用は除く）。</li> <li>本県に連続して滞在している期間のうち、滞在日数の半分以上の日はテレワークを実施すること。</li> <li>当該コースについては、同一年度に一回のみ利用可能</li> <li>SNS等で県内のテレワーク環境や福島を発信すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該コースについては、同一年度に延べ10泊分まで利用可能</li> <li>本県に連続して滞在している期間のうち、滞在日数の半分以上の日はテレワークを実施すること。</li> <li>SNS等で県内のテレワーク環境や福島を発信すること。</li> </ul>	